

第3号議案 「会費規則」、「会費減免規程」及び申請書改正の件

【変更理由】

1. 将来的な会員数の逡減及び会員の高齢化を鑑み、また、当士協会より（公社）日本不動産鑑定士協会連合会に依頼し、事例作成調査費の事例作成者への返金を予定していることから交付金等収入の一部がなくなり、経常収益の大幅な減少が見込まれるため、会費の見直しが必要となる。
2. 原則として当士協会の運営は、会費収入、事業収入、交付金収入等の範囲内で行うべきであり、当士協会の保有する資産（現金、普通預金、定期預金、長期性預金）には、資産運用を除き、補填のための資金として、極力手を付けない方針で運営していくため。
3. 入会金及び会費の人数区分変更について、現行該当がなく形骸化している人数区分が存していることを鑑み、実質的かつ公平の観点から、人数区分の再設定が必要なため。
4. 会費減免規程について、今まで多大な貢献をされました75歳以上の会員にご負担が少なく、且つ、公的評価等の一定の収入がある75歳以上の会員には一定のご負担をいただくことにより公平を図る観点から。

【会費規則（改正案）新旧対照表】

（下線部が改正箇所）

新	旧
当協会は定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費を次のように定める。	当協会は定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費を次のように定める。
（入会金）	（入会金）
第1条 入会金は、次のとおりとする。	第1条 入会金は、次のとおりとする。
（1）不動産鑑定業者	（1）不動産鑑定業者
不動産鑑定士が6人以上の業者 70万円	不動産鑑定士等が10人以上の業者 50万円
不動産鑑定士が3人以上5人以下の業者 50万円	不動産鑑定士等が5人以上9人以下の業者 25万円
不動産鑑定士が2人の業者 30万円	不動産鑑定士等が4人以下の業者 10万円
不動産鑑定士が1人の業者 20万円	（2）不動産鑑定士 3万円
（2）不動産鑑定士 6万円	（3）不動産鑑定士補 2万円
2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の入会金は徴収しない。	2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の入会金は徴収しない。
3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士が業務上交代入会する場合、4万円とする。	3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合は、不動産鑑定士は2万円、不動産鑑定士補は1万円とする。
4 本規則の改正施行日現在、当協会の会員において入会金及び差額入会金の支払いはない。	

(正会員の通常会費) 第2条 正会員の毎年当たりの通常会費は、次のとおりとする。 (1) 不動産鑑定業者 <table> <tr> <td>不動産鑑定士が<u>6人以上の業者</u></td> <td>25万円</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士が<u>3人以上5人以下の業者</u></td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士が<u>2人の業者</u></td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士が<u>1人の業者</u></td> <td>10万円</td> </tr> </table> (2) 不動産鑑定士 <u>6万円</u> 2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の通常会費は徴収しない。 3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士が業務上交代入会する場合は、前会員の通常会費の既納分をもって新会員のこれに充当することができる。 (資格変更等の入会金及び通常会費) 第4条 会員が、<u>本規則の改正施行日以降に入会金を異にする資格に該当するに至った場合、又は会員の種別を変更する場合の入会金、通常会費並びにその納入方法については、差額を支払い及び返金がないものとするほか、理事会の定めるところによる。</u>	不動産鑑定士が <u>6人以上の業者</u>	25万円	不動産鑑定士が <u>3人以上5人以下の業者</u>	20万円	不動産鑑定士が <u>2人の業者</u>	15万円	不動産鑑定士が <u>1人の業者</u>	10万円	(正会員の通常会費) 第2条 正会員の毎年当たりの通常会費は、次のとおりとする。 (1) 不動産鑑定業者 <table> <tr> <td>不動産鑑定士等が<u>10人以上の業者</u></td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士等が<u>5人以上9人以下の業者</u></td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士等が<u>4人以下の業者</u></td> <td>5万2千円</td> </tr> </table> (2) 不動産鑑定士 <u>3万円</u> (3) 不動産鑑定士補 <u>2万円</u> 2 不動産鑑定業者の代表を兼ねる前項に該当する者の通常会費は徴収しない。 3 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士<u>又は不動産鑑定士補</u>が業務上交代入会する場合は、前会員の通常会費の既納分をもって新会員のこれに充当することができる。 (資格変更等の入会金及び通常会費) 第4条 会員が、入会金を異にする資格に該当するに至った場合、又は会員の種別を変更する場合の入会金、通常会費並びにその納入方法については、理事会の定めるところによる。	不動産鑑定士等が <u>10人以上の業者</u>	10万円	不動産鑑定士等が <u>5人以上9人以下の業者</u>	10万円	不動産鑑定士等が <u>4人以下の業者</u>	5万2千円
不動産鑑定士が <u>6人以上の業者</u>	25万円														
不動産鑑定士が <u>3人以上5人以下の業者</u>	20万円														
不動産鑑定士が <u>2人の業者</u>	15万円														
不動産鑑定士が <u>1人の業者</u>	10万円														
不動産鑑定士等が <u>10人以上の業者</u>	10万円														
不動産鑑定士等が <u>5人以上9人以下の業者</u>	10万円														
不動産鑑定士等が <u>4人以下の業者</u>	5万2千円														

附 則

この規則は、一般社団法人神奈川県不動産鑑定士協会として設立登記を行った平成24年4月分通常会費より、これを適用する。

附 則 (第27回通常総会一部改正)

この改正は、令和3年度の前期分(令和3年4月1日から令和3年9月30日まで)の会費から適用する。

附 則 (第32回通常総会一部改正)

この改正は、令和8年度の前期分(令和8年4月1日から令和8年9月30日まで)の会費から適用する。

【会費減免規程（改正案）新旧対照表】

（下線部が改正箇所）

新	旧
理事会は、定款第 6 0 条の規定に基づき、会費減免規程を次のように定める。 （高齢者に対する会費の減免） 第 1 条 会長は、年齢満 7 5 歳以上の会員に対し、通常会費又は特別会費をその <u>3 割</u>に減免することができる。 <u>2 特別高齢会員として士会員は年間 1 万 5 千円に減免することができる。</u> ※特別高齢会員とは、本規程の改正施行日（令和 8 年 4 月 1 日）現在、年齢満 7 5 歳以上の会員をいう。 （病気、療養者等に対する会費の減免） 第 2 条 会長は、理事会の承認を得て次の各号の一に該当する会員の通常会費又は特別会費の一部又はその全部を減免することができる。 （1）長期にわたる病気療養のため、業務を行うことができない者 （2）<u>妊娠・出産等</u>その他必要と認めた者 （省 略） （不動産鑑定業者の取扱い） 第 4 条 不動産鑑定業者である会員については、原則として前三条を適用しない。ただし、その不動産鑑定業者に所属する資格者（不動産鑑定士）が一人で、且つ代表者を兼ねる場合に<u>おいては、公的評価業務を受任していない会員が理事会で承認を得た場合</u>に限り、前三条の規定を<u>一部</u>準用することができる。<u>この場合、前第 1 条第 2 項に規定する特別高齢会員の業者会員は年間 2 万 6 千円に減免することができるに留まる。</u>	理事会は、定款第 6 0 条の規定に基づき、会費減免規程を次のように定める。 （高齢者に対する会費の減免） 第 1 条 会長は、年齢満 7 5 歳以上の会員に対し、通常会費又は特別会費をその<u>半額</u>に減免することができる。 （病気、療養者等に対する会費の減免） 第 2 条 会長は、理事会の承認を得て次の各号の一に該当する会員の通常会費又は特別会費の一部又はその全部を減免することができる。 （1）長期にわたる病気療養のため、業務を行うことができない者 （2）その他必要と認めた者 （省 略） （不動産鑑定業者の取扱い） 第 4 条 不動産鑑定業者である会員については、原則として前三条を適用しない。ただし、その不動産鑑定業者に所属する資格者（不動産鑑定士<u>及び不動産鑑定士補</u>）が一人で、且つ代表者を兼ねる場合に限り前三条の<u>規程</u>を準用することができる。

附 則（平成 24 年 5 月 30 日一部改正）

この規程は、平成 24 年 9 月 1 日からこれを適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日一部改正）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則（令和 2 年 9 月 4 日一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日からこれを適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 27 日一部改正）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日からこれを適用する。

【会費減免申請書（改正案）新旧対照表】

（下線部が改正箇所）

新	旧
4. 会費減免申請書 【満 75 歳以上の会員】 下記会費の <u>3 割に減免</u> ☐ 通常会費 ☐ 特別会費 【特別高齢会員】 <u>下記会費を、不動産鑑定士である会員は 1 万 5 千円に、不動産鑑定業者に所属する資格者（不動産鑑定士）が一人で、且つ代表者を兼ねる会員は 2 万 6 千円に減免</u> <u>☐ 通常会費</u> <u>☐ 特別会費</u> <u>特別高齢会員の申請要件</u> <u>（次に掲げる要件を全て満たすものとする）</u> <u>☐ 私は、令和 8 年 4 月 1 日時点において満 75 歳以上に該当します。</u> <u>☐ 私は、申請日より遡って 1 年以内に、公的評価業務（地価公示、都道府県地価調査、相続税路線価、固定資産税評価）を行っておりません。</u> ※特別高齢会員とは、本規程の改正施行日（令和 8 年 4 月 1 日）現在、年齢満 75 歳以上の会員をいう。	4. 会費減免申請書 <u>☐ 下記会費の半額（満 75 歳以上）</u> ☐ 通常会費 ☐ 特別会費